

【案】特定個人情報保護評価書(全項目評価書)「住民基本台帳に関する事務」用語解説

項番	記載ページ	記載箇所	用語	意味
1	P1	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	特定個人情報ファイル	個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいい、個人情報を含む情報の集合物であって、その情報を検索することができるよう体系的に構成したもの。
2	P3	I-1. ②事務の内容	地方公共団体情報システム機構(機構)	地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法や番号法に基づく事を処理する等の事務を行う。平成26年4月1日に設立。
3	P4	I-2. システム2 ①システムの名称	住基ネットGWシステム	GWは、ゲートウェイと読み、異なるシステムを繋ぎ、情報連携できるようにするための仕組みをいう。 住基ネットGWは、住民登録システムと住基ネットシステムを庁内専用回線で繋いでいる。
4	P4	I-2. システム3 ①システムの名称	住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)システム	住民基本台帳を基礎にした全国的なコンピューターネットワークのこと。 住基ネットに記録される項目は、個人番号の他に法律で定められている氏名・住所・性別・生年月日・住民票コード・これらの変更情報に限られる。
5	P4	I-2. システム3 ①システムの名称	CS	CSはコミュニケーションサーバと読み、住民基本台帳事務のためのコンピュータと住基ネットシステムとの橋渡しをするために設置するコンピュータのこと。
6	P4	I-2. システム3 ②システムの機能	本人確認情報	「個人番号」「4情報」「住民票コード」とこれらの変更情報を合わせた名称である。 ・「個人番号」：平成27年10月以降、国民に一人ひとつ付番される12桁の番号。 ・「4情報」：氏名、性別、生年月日および住所。 ・「住民票コード」：住基ネットにおいて全国共通の本人確認を行うにあたって必要不可欠な11桁の番号。平成14年から付番されている。
7	P4	I-2. システム3 ②システムの機能	個人番号カード管理システム	住民票コードと個人番号を関連付けて管理するシステムのこと。地方公共団体情報システム機構において、構築を進めている。
8	P5	I-2. システム5 ②システムの機能	情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)	番号法により、国や他機関との連携が可能な情報をやり取りする際に、必要となるシステム。総務大臣が設置・管理する。
9	P15	II-3. ②入手方法	フラッシュメモリ	データの消去・書き込みを自由に行うことができ、電源を切っても内容が消えない外部記憶媒体
10	P16	II-4. ①委託内容	ジョブスケジューリング	統計の帳票などの各種データを示す帳票をバッチ処理等行う際に、いつ処理し、いつ納品するか等の日程を管理すること。
11	P18	II-5. 特定個人情報の提供・移転	提供・移転	提供：番号法に基づき、品川区が所持する特定個人情報を品川区外の外部の地方公共団体等に提供すること。 移転：番号法に基づき、特定個人情報について品川区内の他部署(住基事務以外の事務を処理する部署)へ情報を移転すること。
12	P34	II-6. ①保管場所	中間サーバー・プラットフォーム	情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供を行うために設置する中間サーバーの拠点のこと。地方公共団体情報システム機構が整備を進めている。
13	P34	II-6. ①保管場所	ガバメントクラウド	政府共通のクラウドサービスの利用環境のこと。クラウドサービスの利点を最大限に活用することで、迅速、柔軟、かつセキュアでコスト効率の高いシステムを構築可能とし、利用者にとって利便性の高いサービスをいち早く提供し改善していくことを目指す。地方公共団体においても、標準化基準を満たす基幹業務システムは、ガバメントクラウド上で構築することが可能である。

【案】特定個人情報保護評価書(全項目評価書)「住民基本台帳に関する事務」用語解説

項番	記載ページ	記載箇所	用語	意味
14	P51	III-2. リスク2	アクセスログ	コンピュータを操作して、データを参照したり更新したりする際に誰がどのデータを操作したかを記録することができ、その記録のこと。
15	P56	III-6. リスク6	VPN	VPNはバーチャルプライベートネットワークと読む。公衆回線を使用してネットワークを利用する際、様々な利用者の情報が流れるため、VPNの技術により仮想的に専用回線を作り、自社ネットワーク内部の通信のように遠隔地との通信を行える技術。
16	P56	III-6. リスク7	インポートデータ エクスポートデータ	データベースから見て、他から入力されるデータをインポートデータ、他へ出力するデータをエクスポートデータという。
17	P56	III-7. リスク1	NISC政府機関統一基準群	内閣官房セキュリティセンター(NISC)による政府機関における情報セキュリティ対策のための統一的な基準群のこと。
18	P57	III-7. リスク1 ⑥技術的対策	ウィルスパターン更新 (パターンファイルの更新)	コンピュータウィルスは、日々新しいウィルスが作られており、新しいウィルスを駆除するためには、それを駆除するための新しい駆除ファイルが必要となる。この駆除ファイルを新しいパターンへ更新すること。
19	P57	III-7. リスク1 ⑥技術的対策	セキュリティパッチ	コンピュータで使用しているソフトウェアであるOSやミドルウェアは、セキュリティ的に脆弱な部分が発見されることがある。ソフトウェアメーカーは、その都度、脆弱な部分を埋め合わせるソフトウェアを作り、これをセキュリティパッチという。
20	P60	III-3. リスク1	セグメントにあるハブ	コンピュータのネットワークは、一定の範囲で区切って管理をするが、この範囲のことをセグメントといいう。また、ネットワークをまとめたり、分岐させたりする機器をハブという。ここではネットワークを区切ったセグメントに設置してあるハブをさす。
21	P60	III-3. リスク1	ファイアウォール	ファイアウォールは、ネットワークを内部と外部に分ける部分に設置し、外部からの通信を制御することで内部のネットワークの安全性を高めるもの。